

報道関係者各位

令和8年1月30日

令和7年度舞鶴市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催します。

標記の会議を開催しますので、お知らせします。

1. 日時 令和8年2月3日(火)午後1時30分から3時
2. 場所 舞鶴市役所 別館5階 中会議室
3. 内容 ①議題 ・会長の選出について
②報告 ・京都府の児童虐待対応状況について...京都府福知山児童相談所
・舞鶴市の児童虐待対応状況について...舞鶴市こども家庭センター
③意見交換 各構成機関の取り組みの紹介
4. その他 会議は公開で行います。

◇要保護児童対策地域協議会とは

要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の適切な保護又は要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）若しくは特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成されるもので、児童福祉法の規定により地方公共団体に設置の努力義務が課されているもの。

◇舞鶴市要保護児童対策地域協議会議構成機関（20機関）

京都地方法務局舞鶴支局、京都府舞鶴警察署、京都府福知山児童相談所、中丹子ども家庭センター、京都府中丹東保健所、京都府立舞鶴支援学校、舞鶴医師会、社会福祉法人舞鶴学園、社会福祉法人舞鶴双葉寮、舞鶴人権擁護委員協議会、舞鶴保育園長会、舞鶴市私立幼稚園協会、舞鶴子ども育成支援協会、舞鶴市社会福祉協議会、舞鶴市民生児童委員連盟、舞鶴市中学校長会、舞鶴市小学校長会、舞鶴市教育委員会、舞鶴市配偶者暴力相談支援センター、舞鶴市健康・こども部

◇舞鶴市要保護児童対策地域協議会の会議

- ・代表者会議／構成機関の代表者による会議、年1回程度開催。
- ・実務者会議／実務担当者による情報共有及び支援方針検討など、毎月1回開催。
- ・個別ケース検討会議／対象ケースについて直接関わりを有している担当者等による会議、随時開催。



舞鶴市 こども家庭しあわせ課(担当:瀬野)
〒625-0087 舞鶴市字余部下1167
[TEL:0773-66-2120](tel:0773-66-2120)、[FAX:0773-66-2140](tel:0773-66-2140)
E-mail:kodomo-k@city.maizuru.lg.jp